

## 「浸水等による住宅被害の認定について」の概要

(平成 16 年 10 月 28 日府政防第 842 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

### I. 趣旨

被災者生活再建支援法の弾力的な運用により、新潟・福井豪雨災害以来の一連の豪雨・台風災害で床上浸水等の被害を受けた被災者支援に、支援法を積極的に活用する。

### II 弾力的運用の内容（ガイドライン）

#### 〔ポイント 1〕

吸水性のある床材、壁材、断熱材などの建材が浸水した場合、これらは損傷したものとして取り扱う。

- 膨張した畳、浮き上がったフローリング材は、「床」の損傷
- 浸水の水位が低位であっても、壁内部の断熱材が吸水し、壁全面が膨張すると「内壁」全体の損傷

#### 〔ポイント 2〕

一度浸水してしまった浴槽、台所の流し台などの水廻り設備は機能を失い、損傷したものとして取り扱う。

- 浸水した台所の流し台、浴槽、洗面所などは「設備」の損傷
- 開閉が困難なドアやふすまは、「建具」の損傷

#### 〔ポイント 3〕

台風災害では、浸水被害と強風による被害を併せて認定する。

- 強風で屋根が損壊。損壊した屋根から浸水し、家屋内の建材が吸水・膨張等した場合、両被害を併せて評価